

環水大水第 2303062 号
令和 5 年 3 月 7 日

指定湖沼が所在する各都道府県・政令市
水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長
（公 印 省 略）

湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の計画期間等の
取扱いについて（通知）

平素より環境行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）が閣議決定され、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項が定める「湖沼水質保全計画」について、以下の措置を講ずることとされた。

- ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼（3 条 1 項）が所在する都道府県に令和 4 年度中に通知する。
- ・計画期間が 5 年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて 5 年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和 4 年度中に通知する。
- ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標（「湖沼の COD 並びに窒素及びリンの環境基準の暫定目標について」（平 4 環境省水質保全局水質管理課長））の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和 4 年度中に通知する。

上記対応方針を踏まえ、湖沼水質保全計画の計画期間等の取扱いについては、今後下記によることとされたい。本通知の発出により、平成 4 年 3 月 12 日付け環境庁水質保全局水質管理課長通知「湖沼の COD 並びに窒素及びリンの環境基準の暫定目標について」については廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 湖沼水質保全計画の記載内容は、地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であること。
2. 湖沼水質保全基本方針（平成 18 年 1 月環境省告示 29 号）において、湖沼水質保全計画の計画期間が 5 年を超える場合に行うこととされている計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて 5 年を超えて設定することが可能であること。
3. 昭和 60 年 6 月 12 日付け環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」において、おおむね 5 年ごとに行うこととされている湖沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であること。
4. 湖沼水質保全計画の水質目標は、計画の期間中は、当該水質項目についての行政目標となるものであり、湖沼の当該水質項目に係る環境基準の暫定目標と制度的位置づけは異なるが、環境基準を段階的に達成していく仕組みとしては実質的には同一の機能を有するものであること。
5. このため、湖沼の環境基準の類型指定において、環境基準の達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とした環境基準項目のうち湖沼水質保全計画に水質目標が定められた項目については、必ずしも上記局長通知に基づく環境基準の見直し手続をとらずに運用して差し支えないこと。

(以上)